○厚生労働省令第百十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条の二第一項、第二十八条第三項第一号及び第四項、第三十条第三項第二号及び第五項、第三十条の二第一項並びに第四十五条第二号及び第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（短期養成課程の訓練基準）	（短期養成課程の訓練基準）
第三十六条の六の二　短期養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。	**第三十六条の六の二**　短期養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。
一　訓練の対象者は、特定応用課程の高度職業訓練を受けている者又は法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者、第六十一条に規定する一級の技能検定若しくは法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者であつて厚生労働大臣が指定する講習を受けていないもの（以下「指定講習受講資格者」という。）、職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者若しくは法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許を受けた者（次号において「職業訓練指導員試験を受けることができる者等」という。）とすること。	一　訓練の対象者は、法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者、第六十一条に規定する一級の技能検定若しくは法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者であつて厚生労働大臣が指定する講習を受けていないもの（以下「指定講習受講資格者」という。）、職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者又は法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許を受けた者とすること。
二　短期養成課程の指導員養成訓練を、次に掲げる区分に分類すること。	（新設）
イ　特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培うことを目的とする指導力習得コース	
ロ　職業訓練指導員試験を受けることができる者等に対して普通職業訓練又は高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする実務経験者訓練技法習得コース	
三　（略）	二　（略）
（削る）	三　教科の科目は、職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものであること。
四　教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備その他の事項は、別表第八の二に定めるところによること。	四　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
（削る）	五　訓練期間は、一月以上一年未満の適切な期間であること。
（削る）	六　訓練時間は、百四十時間以上であること。
	七　設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
五　訓練を行う一単位の訓練生の数は、四十人以下とすること。	八　訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とすること。
六　（略）	九　（略）
（高度養成課程の訓練基準）	（高度養成課程の訓練基準）
第三十六条の九　高度養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。	**第三十六条の九**　高度養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。
一　訓練の対象者は、長期養成課程若しくは短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とすること。	一　訓練の対象者は、長期養成課程若しくは短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とすること。
二～九　（略）	二～九　（略）